

序章 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランの必要性

都市づくりは、土地利用の規制・誘導、道路や公園の整備など、単に個別の行政施策として取り組むものではなく、将来に目指すべき都市の全体的な姿を目標にして、市民や事業者と行政が協働し、総合的に進めていく必要があります。

久留米市では、2005年（平成17年）に、久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町の合併により市域が拡大するとともに、人口減少・高齢化の進展、低炭素社会への移行など、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しています。また、2008年（平成20年）には*中核市に移行し、これまで以上に福岡県南部地域の広域的な拠点として、自立的な発展が期待されています。

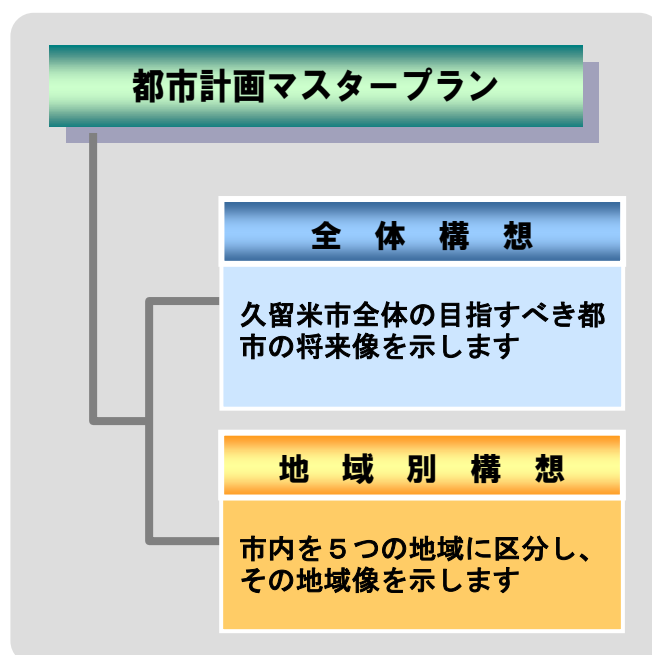
このような中、久留米市都市計画マスタープランは、本市がおかれている状況及び将来の動向を勘案し、都市全体及び地域ごとの将来像を具体的に示し、都市づくりの課題とそれに対応した整備方針を明らかにするための総合的な方針であり、市民や事業者と行政が協働によるまちづくりを進めていく上での指針となるものです。

(参考)

- ・都市計画マスタープランは「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、1992年（平成4年）の都市計画法の改正により創設（法第18条の2）され、住民に最も近い基礎自治体である市町村が、地域の実情に応じて、住民の意見を反映させながら都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動などを支える諸施設の計画などをきめ細かく定めるものです。

2. 都市計画マスタープランの構成

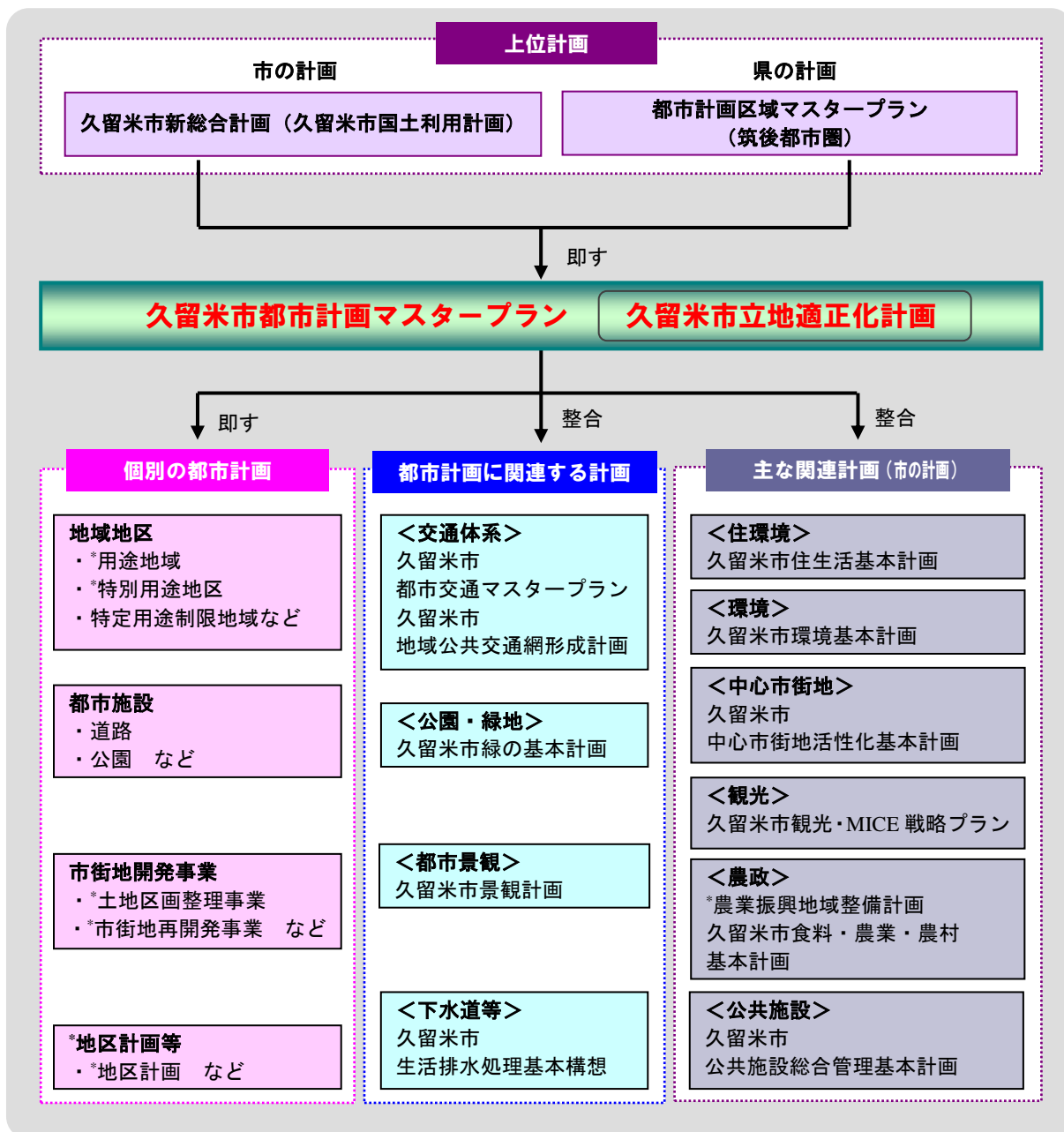
都市計画マスタープランは、市全体の目指すべき都市の将来像を示す「全体構想」と、市内を5つの地域に区分した上で、その地域像を示す「地域別構想」の2つの構想で構成しています。



▲ 都市計画マスタープランの構成

3. 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、本市の総合行政計画である「久留米市新総合計画」、福岡県知事が定める「都市計画区域マスタープラン」に即すとともに、都市づくりに関連する様々な計画を踏まえた上で定めます。



▲ 都市計画マスタープランの位置づけ

4. 都市計画マスタープランの

対象地域と目標年次

(1) 対象地域

都市計画マスタープランは、久留米市全体の目指すべき都市の将来像を示すものであることから、本市の行政区全域を対象にします。



▲ 都市計画マスタープランの対象地域

(2) 目標年次

都市計画マスタープランの目標年次は、「久留米市新総合計画」との整合を図るため、久留米市新総合計画（基本構想）の目標年次である2025年（令和7年）とします。

なお、基準年は2005年（平成17年）にしていますが、新たな調査結果の公表や社会経済情勢の変化等に対応し、必要に応じて修正・補完を行います。

▼ 都市計画マスタープランの計画期間

	2000 H12	2005 H17	2010 H22	2015 H27	2020 R2	2025 R7
久留米市都市計画マスタープラン				H24	R7	
久留米市新総合計画（基本構想）	H13	R7				

(参考) 都市計画区域マスタープランの対象期間

- 都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであることから、本来的に中長期的な見通しをもって定められる必要がある。
- 都市計画区域マスタープランは、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして定められるべきである。都市計画区域マスタープランにおいては、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で都市計画の基本的方向が定められることが望ましい。

※都市計画運用指針（国土交通省）参照